

令和6年（ワ）第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢 ほか2名

被告 国

証拠説明書(3) (甲37ないし甲42)

令和7（2025）年11月14日

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人
弁護士（主任）

亀石 倫子



同

水野 泰孝



同

井桁 大介



同

太田 こもも



同

加藤 雄太郎



同

谷口 太規



同

戸田 善恭



頭書事件に係る原告ら提出の各証拠について、下記のとおり説明いたします。

記

号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨・備考
甲 37	陳述書（山崎俊樹）	原本	R7. 10. 22	山崎俊樹	<ul style="list-style-type: none"> ・本件再審公判を通して極めて厳格な警備体制が取られていたこと及びその詳細 ・袴田巖氏を支援する団体は國井裁判長及び静岡地方裁判所長に対し過剰な警備体制の見直しなどを繰返し求めていたこと及びその内容 ・本件再審公判を通して、袴田巖氏の無実を信じて活動する団体と対立する団体が現れたことも、法廷の内外で対立や喧噪が生じたことも全くないこと
甲 38	陳述書（中島邦之）	原本	R7. 10. 28	中島邦之	<ul style="list-style-type: none"> ・本件再審公判第 2 回期日において、中島邦之氏はポケットに旧式の携帯電話が入っていたことを理由に傍聴が認められなかったこと、及び、このときの実事経緯の詳細
甲 39	陳述書（笹森学）	原本	R7. 10. 24	笹森学	<ul style="list-style-type: none"> ・本件再審公判第 14 回期日の休庭時間に國井裁判長が弁護団に対し本件バッジを見せるよう求めたこと ・笹森学弁護士は國井裁判長のもとに進み本件バッジを外して手渡したこと、及び、裁判長は本件バッジを手に取りはじめてそこに「HAKAMATA SUPPORTERS CLUB」と書かれていることを認識した様子であったこと ・國井裁判長は弁護団に対し本件バッジを外すことを求めたこと

号証	標 目	原本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 14 回期日の閉廷後に國井裁判長は次回から本件バッジを外すよう指示したこと ・ 上記指示を受け、弁護団は國井裁判長に対し意見書（甲 18）を提出したこと ・ 上記意見書を提出した翌日、裁判所は原告小川に電話をして「次回の期日からはバッジを外すように」「着用したままだと法廷に入れません」などと伝えたこと
甲 40	陳述書（北美幸）	原本	R7. 11. 11	北美幸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年 6 月 8 日の本件福岡地裁判決期日の傍聴の際、裁判所職員の指示により北九州市立大学の学生（村上真菜）が身に着けていたポシェットの柄を隠させられたこと、及び、当該ポシェットの詳細 ・ 同日同様にレインボー柄を隠させられることが広く行われていたこと ・ 同月 13 日北美幸氏は上田裁判長及び福岡地方裁判所長に対し今後このような対応を取らないよう申し入れたこと、及び、その内容 ・ 福岡地裁・福岡高裁における「結婚の自由をすべての人に」訴訟を通して、同月 8 日のときのようなレインボー柄を規制する旨の服装検査・所持品検査は行われていないこと ・ 福岡地裁・福岡高裁における「結婚の自由をすべての人に」訴訟を通して、この訴訟や同性婚に反対

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					<p>する方がそれと分かる形で現われたことも法廷の内外で何らかのトラブルが生じたことも一切ないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡地裁・福岡高裁における「結婚の自由をすべての人に」訴訟の期日の際の傍聴人のうち、3割ほどが何かしらのレインボー柄を身に着けていたこと（北氏としてそのような認識・感覚であること） ・北氏は福岡地裁・福岡高裁における「結婚の自由をすべての人に」訴訟を傍聴する際に当該ポシェットを身に着けていたが、レインボー柄の着用は傍聴人が示し合わせていたものではないこと
甲 41	陳述書（小林誠）	原本	R7. 11	小林誠	<ul style="list-style-type: none"> ・本件福岡地裁判決期日の傍聴の際、小林誠氏は「PRIDE」の文字（レインボー柄類似の配色）が入った黒色の半そでTシャツ及びレインボー色のバンドのアップルウォッチを身に着けていたこと、及び、これらの詳細 ・裁判所職員は小林氏が法廷に入るにあたり「レインボー柄を身に付けないで」と申し向けたこと、これは「レインボー柄を見えないようにしなければ法廷の中に入れない」という強い姿勢によるものであったこと、及び、小林氏はこれを受けてTシャツの上に羽織っていた半袖のシャツのボタンを留めたこと ・裁判所職員は法廷内の傍聴席に

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					<p>座った小林氏に対してアップルウォッチを指して「虹色のグッズは外してください。」と指示したこと、及び、小林氏はこれを受けてアップルウォッチを外してポケットに入れたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡地裁・福岡高裁における「結婚の自由をすべての人に」訴訟においてレインボー柄の服装規制や所持品規制が行われたのは本件福岡地裁判決期日のみであること ・福岡地裁・福岡高裁における「結婚の自由をすべての人に」訴訟を通して、この訴訟や同性婚に反対する方がそれと分かる形で現われたことも法廷の内外で何らかのトラブルが生じたことも一切ないこと
甲 42	陳述書（村上真菜）	原本	R7. 11. 12	村上真菜	<ul style="list-style-type: none"> ・本件福岡地裁判決期日の傍聴の際、村上真菜氏はレインボー柄が入ったポシェットを首に掛けていたこと ・裁判所職員は村上氏が法廷に入る際「見えないようにしてください。」と指示したことから村上氏が当該ポシェットを裏返したこと、及び、この時の言い方はできれば外してほしいといったようなお願いをしているような言い方ではなかったこと ・村上氏は法廷内の傍聴席に座った後、斜め向かいに座っていた傍聴人が裁判所職員から虹色の靴下の指摘を受けていたこと、及び、

号証	標 目	原本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					<p>当該傍聴人は「何でダメなんですか」と言い返していたが、結局、靴下の柄を折り込んで隠したことをそれぞれ見ていたこと</p>

以 上